

様式第二十三(第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

名古屋市

整理番号	整 31-8	指定年月日・指定番号	令和元年 8 月 26 日 指 - 145	所在地	名古屋市港区野跡三丁目 1 番 3 の一部	
調製・訂正年月日		令和元年 8 月 26 日 (令和 6 年 11 月 28 日 一部解除)				
形質変更時要届出区域の概況		更地		面積	当初指定時：521.863㎡ 一部解除後：121.863㎡	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨				法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域である。		
最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和元年 7 月 5 日	砒素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社環境公害センター
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	令和 6 年 7 月 9 日	令和 6 年 11 月 6 日	土壌汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)	土地の所有者	有	浄化等処理
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態

1 形質変更時要届出区域の所在地

名古屋市港区野跡三丁目 1番 3の一部（詳細は4のとおり）

2 試料の採取を行った日

平成 17 年 12 月 13、14 日、平成 18 年 5 月 17 日

3 調査結果

（1）30m 格子調査

表 1 のとおり

（2）個別調査

表 2 のとおり

4 形質変更時要届出区域及び試料採取位置図

図のとおり

表1 30m格子調査

	調査項目	A-1	B-1	C-1	D-1	A-2	基準	単位
表層ガス調査結果	四塩化炭素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	ppm
	1,2-ジクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	1,1-ジクロロエチレン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	1,3-ジクロロプロペン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	ジクロロメタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	テトラクロロエチレン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	トリクロロエチレン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	ベンゼン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	不検出	
溶出量調査結果	カドミウム及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	mg/L
	六価クロム化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05	
	シアン化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	水銀及びその化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	
	セレン及びその化合物	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01	
	鉛及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	
	砒素及びその化合物	<0.005	0.007	0.007	<0.005	0.018	0.01	
	ふっ素及びその化合物	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.8	
含有量調査結果	ほう素及びその化合物	0.08	0.03	0.03	0.06	0.04	1	mg/kg
	カドミウム及びその化合物	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	150	
	六価クロム化合物	<5	<5	<5	<5	<5	250	
	シアン化合物	<1	<1	<1	<1	<1	50	
	水銀及びその化合物	0.02	<0.01	0.03	0.01	0.02	15	
	セレン及びその化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	150	
	鉛及びその化合物	10	9	13	8	9	150	
	砒素及びその化合物	2	2	2	1	15	150	
	ふっ素及びその化合物	50	48	45	26	41	4000	
	ほう素及びその化合物	25	9.0	12	9.4	6.3	4000	

※網掛けは、基準不適合を示す。

※<は定量下限値未達を示す。

	調査項目	B-2	C-2	D-2	A-3	B-3	基準	単位
表層ガスを調査結果	四塩化炭素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	ppm
	1,2-ジクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	1,1-ジクロロエチレン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	1,3-ジクロロプロペン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	ジクロロメタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	テトラクロロエチレン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	トリクロロエチレン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	ベンゼン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	不検出	
溶出量調査結果	カドミウム及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	mg/L
	六価クロム化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05	
	シアン化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
	水銀及びその化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	
	セレン及びその化合物	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01	
	鉛及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	
	砒素及びその化合物	0.014	0.009	0.006	0.007	0.007	0.01	
	ふっ素及びその化合物	0.4	0.4	0.2	0.3	0.3	0.8	
含有量調査結果	ほう素及びその化合物	0.03	0.05	0.03	0.03	0.03	1	mg/kg
	カドミウム及びその化合物	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	150	
	六価クロム化合物	<5	<5	<5	<5	<5	250	
	シアン化合物	<1	<1	<1	<1	<1	50	
	水銀及びその化合物	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	15	
	セレン及びその化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	150	
	鉛及びその化合物	11	14	17	19	9	150	
	砒素及びその化合物	5	2	1	2	2	150	
	ふっ素及びその化合物	40	57	45	50	39	4000	
	ほう素及びその化合物	9.2	11	6.6	5.9	33	4000	

※網掛けは、基準不適合を示す。

※<は定量下限値未満を示す。

	調査項目	C-3	D-3	基準	単位
表層ガスを調査結果	四塩化炭素	<0.1	<0.1	不検出	ppm
	1,2-ジクロロエタン	<0.1	<0.1	不検出	
	1,1-ジクロロエチレン	<0.1	<0.1	不検出	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.1	<0.1	不検出	
	1,3-ジクロロプロペン	<0.1	<0.1	不検出	
	ジクロロメタン	<0.1	<0.1	不検出	
	テトラクロロエチレン	<0.1	<0.1	不検出	
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	不検出	
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	不検出	
	トリクロロエチレン	<0.1	<0.1	不検出	
	ベンゼン	<0.05	<0.05	不検出	
溶出量調査結果	カドミウム及びその化合物	<0.001	<0.001	0.01	mg/L
	六価クロム化合物	<0.01	<0.01	0.05	
	シアン化合物	<0.1	<0.1	不検出	
	水銀及びその化合物	<0.0005	<0.0005	0.0005	
	セレン及びその化合物	<0.002	<0.002	0.01	
	鉛及びその化合物	<0.005	<0.005	0.01	
	砒素及びその化合物	0.009	0.006	0.01	
	ふっ素及びその化合物	0.3	0.2	0.8	
含有量調査結果	ほう素及びその化合物	0.05	0.07	1	mg/kg
	カドミウム及びその化合物	0.8	<0.5	150	
	六価クロム化合物	<5	<5	250	
	シアン化合物	<1	<1	50	
	水銀及びその化合物	<0.01	<0.01	15	
	セレン及びその化合物	<0.1	<0.1	150	
	鉛及びその化合物	32	17	150	
	砒素及びその化合物	2	1	150	
	ふっ素及びその化合物	60	69	4000	
	ほう素及びその化合物	30	9.1	4000	

※<は定量下限値未満を示す。

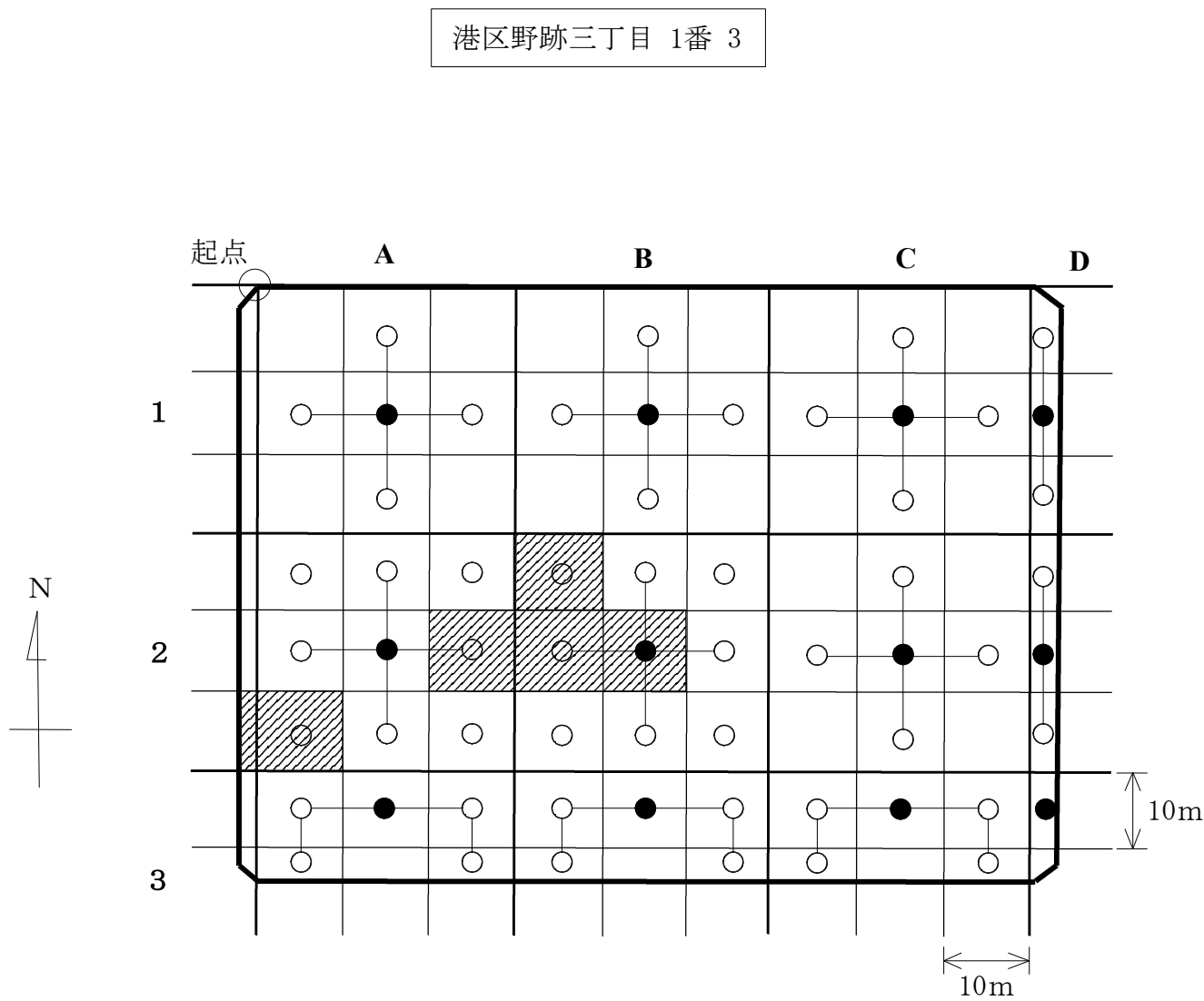
表2 個別調査

	区画	砒素分析結果	基準値	単位
溶 出 量 調 査 結 果	A-2-1	<0.005	0.01	mg/L
	A-2-2	<0.005		
	A-2-3	<0.005		
	A-2-4	0.009		
	A-2-5	0.007		
	A-2-6	0.036		
	A-2-7	0.016		
	A-2-8	0.007		
	A-2-9	0.006		
	B-2-1	0.011		
	B-2-2	<0.005		
	B-2-3	<0.005		
	B-2-4	0.024		
	B-2-5	0.026		
	B-2-6	<0.005		
	B-2-7	0.005		
	B-2-8	0.005		
	B-2-9	<0.005		

※網掛けは、基準不適合を示す。

※<は定量下限値未満を示す。

図 1 形質変更時要届出区域及び試料採取位置図（当初指定時）

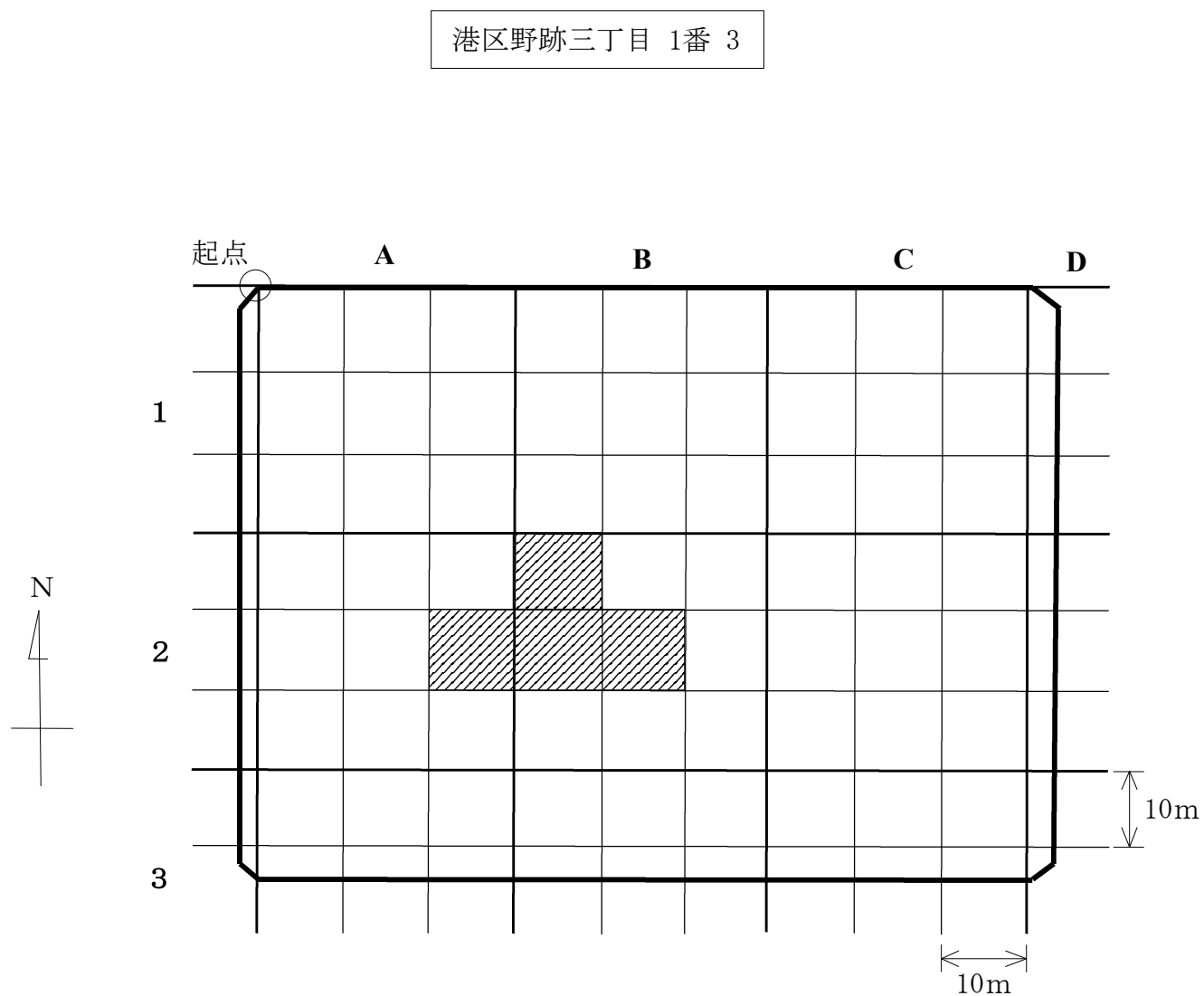


凡例

- : 調査対象地（筆の全部）
- : 形質変更時要届出区域（^ひ砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））
- : 土壌調査地点
- : 土壌ガス、土壌調査地点

A			1	地点名:A-1-3
1	2	3		
4	5	6		
7	8	9	単位区画凡例	

図2 形質変更時要届出区域（令和6年11月一部解除）

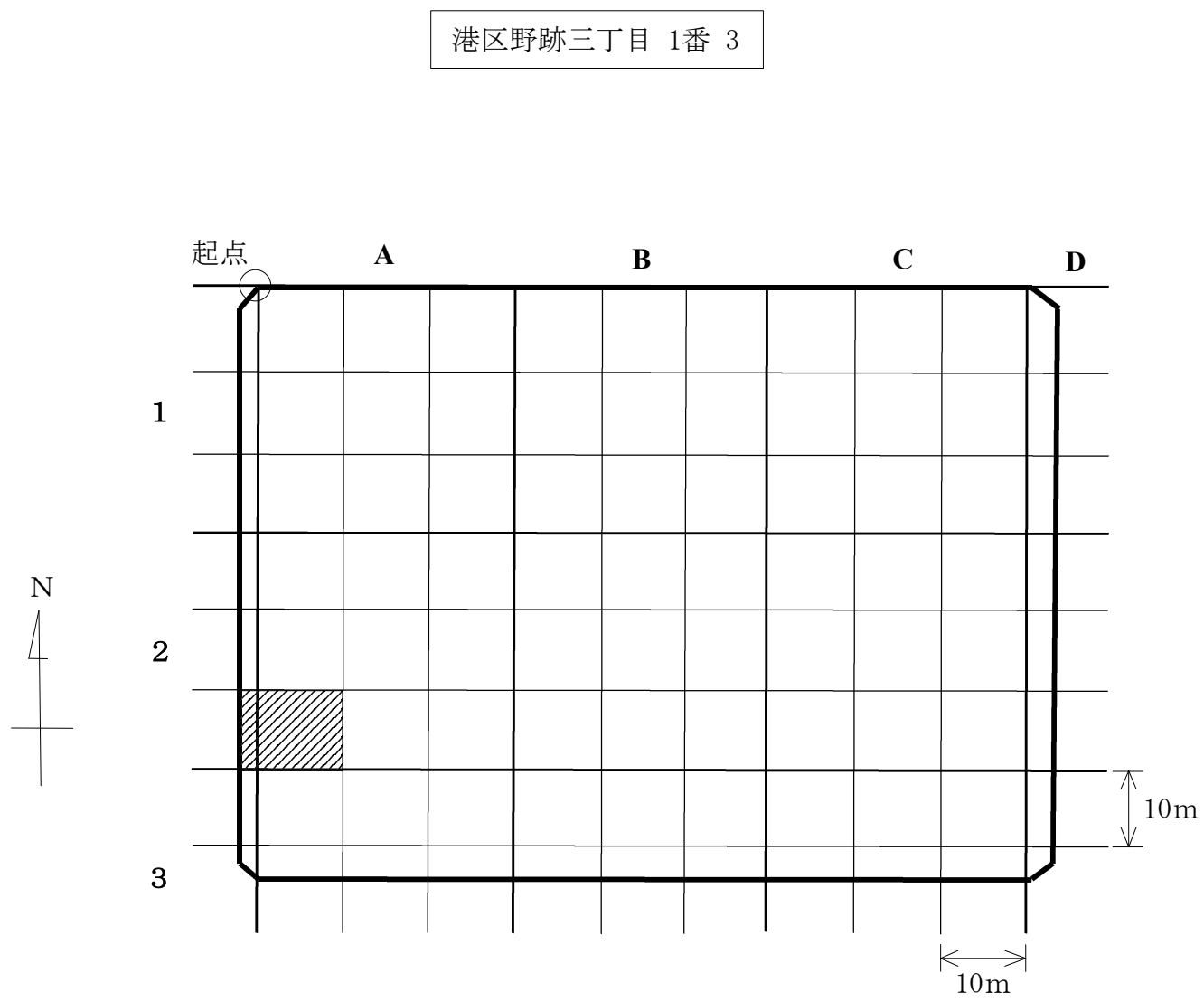


凡例

- ：調査対象地（筆の全部）
- ：形質変更時要届出区域の指定を解除する区域
（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

A			地点名:A-1-3
1	2	3	
4	5	6	
7	8	9	単位区画凡例

図3 形質変更時要届出区域（令和6年11月一部解除後）



凡例

- ：調査対象地（筆の全部）
- ：形質変更時要届出区域（^ひ砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

A		
1	2	③
4	5	6
7	8	9

1

地点名:A-1-3

単位区画凡例